

(参考訳)

2024年3月29日

サステナビリティ基準委員会

## **サステナビリティ基準委員会が 日本において適用されるサステナビリティ開示基準の公開草案を公表**

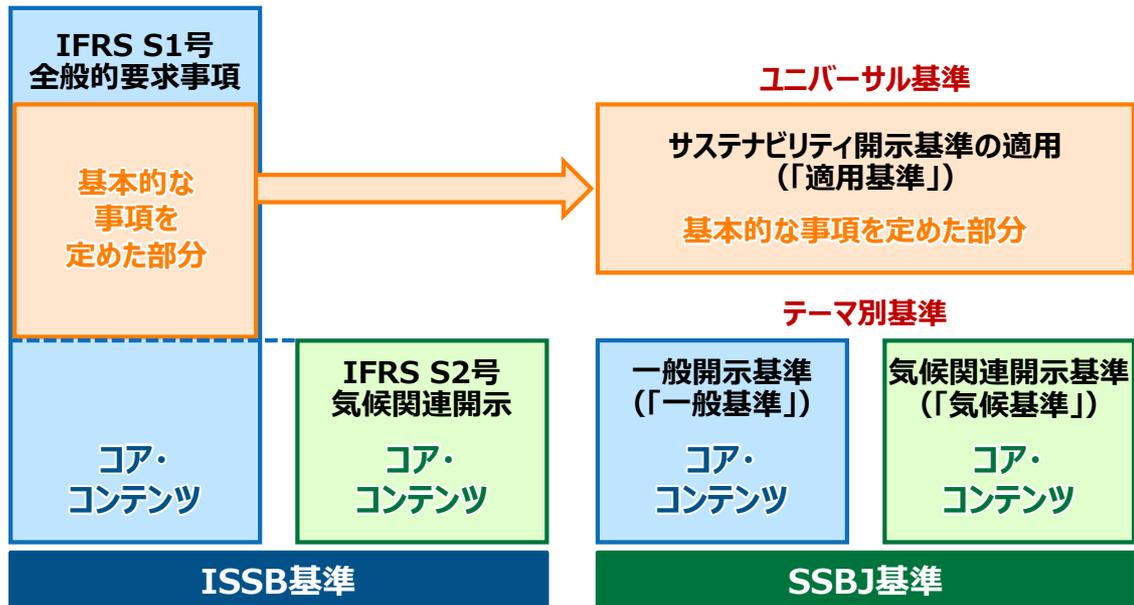
サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の設立を受け、2022年7月に、日本において適用されるサステナビリティ開示基準の開発及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献を目的として設立されました。

当委員会は、高品質で国際的に整合性のある我が国のサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、ISSBのIFRSサステナビリティ開示基準と整合性のあるものとするのが市場関係者にとって有用であると結論付けました。このため、当委員会は、IFRSサステナビリティ開示基準（IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」）のすべての要求事項を取り入れ、必要に応じて、企業が適用することを選択することができる我が国固有の選択肢を追加することを決定しました。

当委員会は、議論を重ね、2024年3月21日開催の第33回サステナビリティ基準委員会において、次の3つのサステナビリティ開示基準案（以下あわせて「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

1. サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
2. サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」
3. サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」

基準の利用者の便宜を考慮し、IFRS S1号に相当する基準は、2つの基準に分割して別個に公表しました。具体的には、IFRS S1号の「コア・コンテンツ」セクションに含まれる要求事項以外の要求事項については、ユニバーサル基準である「サステナビリティ開示基準の適用」に含め、IFRS S1号の「コア・コンテンツ」セクションの要求事項については、テーマ別基準である「一般開示基準」に含めています。すべての基準は同時に適用する必要があるため、当委員会は、IFRS S1号の分割によって企業が開示する内容に影響を与えることはないと考えています。



本公開草案は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準が、金融商品取引法に基づき東京証券取引所のプライム上場企業に適用されることが求められることになることを想定して開発されました。当委員会は、影響を受ける可能性がある関係者から本公開草案に対するご意見をお伺いしたいと考えております。

川西安喜 SSBJ 委員長は、次のように述べています。

「このような短期間での本公開草案の開発にご協力いただいた、すべての関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。本公開草案は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項をすべて取り入れたうえで、企業が適用することを選択することができる我が国固有の選択肢を一部追加しています。私たちは、市場関係者の皆様からのご意見、特にこのような我が国固有の選択肢の必要性についてのご意見をお伺いしたいと考えております。」

本公開草案は、以下から入手可能です。

[https://www.ssb-j.jp/jp/domestic\\_standards/exposure\\_draft/y2024/2024-0329.html](https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html)

コメント期限は、2024年7月31日です。

本公開草案は日本語でのみ公表していますが、英語を話される方の便宜を考慮し、本公開草案と ISSB の IFRS サステナビリティ開示基準との差異の要約を記述した文書を、当委員会事務局より近日中に英語で公表する予定です。

## サステナビリティ基準委員会（SSBJ）について

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構（FASF）のもとに設立されたプライベート・セクターの機関です。サステナビリティ開示基準の法的枠組みは、金融庁が決定することとなっており、SSBJはその枠組みが設定された後に、その枠組みに沿って国内基準を開発することとなります。SSBJは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の法域別ワーキング・グループ（JWG）のメンバーであり、サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の初期メンバーの1つに選任されています。

SSBJに関する詳細な情報は、ウェブサイト（<https://www.ssb-j.jp/jp/>）をご参照ください。

以 上